








関ヶ原町 子育て応援カレンダー

令和8年度版

分類	支援施策	妊娠期	0歳	1歳～3歳	4歳～6歳	小学生	中学生	高校生	
母子保健・相談	1 風しん任意予防接種費助成								
	2 母子健康手帳交付								
	3 妊婦健康診査								
	4 妊婦歯科健診								
	5 妊婦アンケート・妊婦訪問指導								
	6 新生児聴覚検査								
	7 産婦健康診査								
	8 1か月児健診								
	9 乳児全戸家庭訪問								
	10 産後ケア事業								
	11 乳児健診								
	12 ブックスタート								
	13 1歳6ヶ月児健診								
	14 3歳児健診								
	15 フッ化物塗布								
	16 プレママ・お子さん何でも相談								
	17 すくすく相談（発達相談）								
子育て支援	18 NEW 認定こども園（保育園）								
	19 時間外保育								
	20 一時預かり保育								
	21 NEW こども誰でも通園制度			6ヶ月～2歳まで					
	22 病児・病後児保育								
	23 子育てコミュニティ				未就園・未就学児が対象				
	24 子育て短期支援事業								
25 放課後児童クラブ									
26 学習支援室「きざはし」						小学3年～			
27 ボランティアスクール						小学4年～中学生			
経済的支援	28 妊婦のための支援給付金								
	29 NEW 3歳未満児の保育料無償化 まちの独自サポート			0歳児～2歳児					
	30 子育て応援給付金 まちの独自サポート								
	31 入学祝金 まちの独自サポート						小学1年 中学1年		
	32 NEW 高等学校等就学支援金 まちの独自サポート								
	33 児童手当								
	34 福祉医療費助成								
	35 児童扶養手当								
	36 特別児童扶養手当								
	37 ひとり親等応援手当 まちの独自サポート								
38 乳幼児紙おむつ支給									
39 就学援助制度利用ご家庭応援事業									
40 おたのしみ弁当配布事業									
その他	41 すくすくベビーギフト事業 まちの独自サポート								
	42 離乳食教室								
	43 プレママ・ひよこママ交流会								
	44 キッズピクス								
	45 子育て支援アプリすくすくせきがはら								

家族の健康カレンダー

健康診断、がん検診、母子保健事業の日程が確認できます。



一部の施策については、下記QRコード（関ヶ原町ホームページ）で確認できます。



経済的支援



保育園



子育てコミュニティ






病児病後児保育

子育て支援アプリ
すくすくせきがはら
ダウンロードはこちら



関ヶ原町子育て応援施策一覧

支援施策	説明	担当課
○妊娠・出産		
1	風しん任意予防接種費助成 ・次のいずれかに該当する方は、ワクチン接種費用の助成を受けることができます。 【対象者】①妊娠を希望する女性及びその夫、または同居者②風しん抗体価の低い妊婦の夫、または同居者 【対象ワクチン】麻しん風しん混合ワクチン、風しんワクチン	子育て世代包括 支援センター ☎43-3201
2	母子健康手帳交付 ・妊娠中の方に母子健康手帳を交付します。妊娠届をやすらぎ健康増進センターへ提出してください。交付時に保健師より妊婦さんの体の状態や生活の状況についてお話を伺い、保健指導や栄養指導を受けることができます。	
3	妊婦健康診査 ・妊娠中に妊婦健康診査費を補助するため、14枚の受診券をお渡ししています。県外の医療機関を受診される方は、自己負担で受診後、助成金として償還払いで受けとることができます。	
4	妊婦歯科健診 ・母子健康手帳交付時に妊婦歯科健診の受診券を交付。安定期に1回、町内の歯科医院にて歯科健診を無料で受診できます。	
5	妊婦アンケート・妊婦訪問指導 ・妊娠8か月頃、妊婦さんとおなかの赤ちゃんの体調についてアンケート送付と電話連絡をします。妊娠、出産に関する相談ができます。希望される方に、保健師が家庭訪問に伺います。	
6	新生児聴覚検査 ・新生児聴覚検査の初回検査および確認検査の費用助成を受けることができます。(上限額:3,700円)	
7	産婦健康診査 ・産後2週間・産後1か月のお母さんの体と心の健康状態を確認する産婦健康診査の費用助成を受けることができます。(上限額:5,000円)	
8	1か月児健診 ・生後1か月頃のお子さんの発育状況を確認するための健康診査の費用助成を受けることができます。(上限:6,000円)	
9	乳児全戸家庭訪問 ・生後2か月頃までに保健師が訪問し、お子さんの発育状況の確認、お母さんの健康状況の確認、予防接種や母子保健事業、子育て支援に関する情報提供を受け、相談することができます。	
10	産後ケア事業 ・出産後1年以内のお子さんとそのお母さんに対して、助産師が心身のケアや育児サポート等の支援を行います。すべての産婦さんが無料で利用できます。	
11	乳児健診 ・生後3か月～5か月のお子さんと生後9か月～11か月のお子さんの成長の節目に体の発育と心の発達を確認する健康診査です。 【内容】身体計測、小児科医診察、保健指導、栄養指導、ブックスタート	
12	ブックスタート ・乳児健診前期のお子さんを対象に絵本をひらく楽しい「体験」と「絵本」をセットでプレゼントしています。	
13	1歳6ヶ月児健診 ・1歳6か月～1歳9か月のお子さんの成長の節目に体の発育と心の発育を確認する健康診査です。 【内容】身体計測、小児科医診察、歯科健診、保健指導、栄養指導、ことばの確認	
14	3歳児健診 ・3歳～3歳3か月のお子さんの成長の節目に体の発育と心の発育を確認する健康診査です。【内容】身体計測、小児科医診察、歯科健診、保健指導、栄養指導、ことばの確認	
15	フッ化物塗布 ・1歳6か月、2歳、2歳6か月、3歳、3歳6か月時にフッ化物塗布ができ、むし歯を予防につなげます。	
16	プレママ・お子さん何でも相談 ・妊娠や出産の気になることを気軽に相談できます。お子さんの体や心の発育、発達の確認や健康相談ができます。保健師および管理栄養士、歯科衛生士が対応します。	
17	すくすく相談(発達相談) ・お子さんの発育・発達・言動などに遅れや不安のある保護者の方に対し、理学療法士、ことばの教室の保育士、保健師による相談、日常生活のアドバイスを受けることができます。	

支援施策		説明	担当課
○子育て支援			
18	 令和8年6月 認定こども園(保育園)  新園舎開所予定	・共働き等の保護者などに代わって、保育を必要とする乳幼児の教育・保育を一体的に受けることができます。※申請書等の提出が必要です。	住民課 ☎43-1113
19	時間外保育	・通常の保育時間を超えて保育を受けることができます。(別途利用料がかかります。) ※事前登録が必要です。	
20	一時預かり保育	・一時的に家庭での保育が困難になった場合に、お子さんを保育所に預けることができます。 ※利用には事前の申し込み、預かり施設との事前面談が必要になります。	
21	こども誰でも通園制度 (乳児等通園支援事業) 	・保護者の就労状況に関わらず、0歳から2歳までの子どもが認定こども園などに短時間通うことができます。	
22	病児・病後児保育	・病気または自宅療養が必要な1歳～小学3年生までのお子さんを専門スタッフに一時的に預けることができます。(要事前登録) ※令和7年4月現在、神戸町、垂井町の施設で利用可能です。(施設ごとで利用時間等が異なります。)	
23	子育てコミュニティ	・未就園、未就学の親子を対象に、遊び、交流の場を提供しています。(無料)月に1回保健師やことばの教室の保育士がコミュニティを訪問し、育児相談を受け付けています。	
24	子育て短期支援事業	・保護者の入院等により一時的に家庭で養育できなくなった場合、児童養護施設等にお子さんを預けることができます。	
25	放課後児童クラブ	・就労する保護者に代わって、放課後や長期休暇の間、お子さんの生活と遊びの場として利用することができます。	教育委員会 ☎43-1289
26	学習支援室「きざはし」	・小学3～6年生、中学1～3年生のお子さんが、生活支援や学習習慣の形成を目的とした学習支援を受けることができます。	社会福祉協議会 ☎43-2943
27	ボランティアスクール	・小学4～6年生のお子さん、中学生の方が、夏季休暇中の数日間を利用して福祉・ボランティアに関する活動を体験することができます。	



- ①：住民課（関ヶ原町役場） … ☎ 43-1113
- ②：教育委員会（関ヶ原町役場） … ☎ 43-1289
- ③：子育て世代包括支援センター
 （関ヶ原町国保保健福祉総合施設やすらぎ） … ☎ 43-3201
- ④：社会福祉協議会 … ☎ 43-2943

支援施策		説明	担当課
○経済的支援			
28	妊婦のための支援給付金	・母子健康手帳交付時に妊婦さん一人あたり50,000円の支援給付金と乳児全戸家庭訪問時にお子さん一人あたり50,000円の支援給付金が支給されます。面談を通じて必要な情報提供や相談を受けることができます。	子育て世代包括支援センター ☎43-3201
29	NEW まちの独自サポート 3歳未満児の保育料無償化	・0歳児から2歳児のお子さんが保育施設に通う場合、保育料が無償になります。(原則手続き不要。ただし認可外保育施設に通う場合は手続きが必要です。) ※副食費(給食費)は無償化の対象外です。	
30	まちの独自サポート 子育て応援給付金	・出生から1年以上関ヶ原町にお住まいのお子さんの保護者の方が、給付金を受け取ることができます。 支給額:1人目:10万円 2人目:20万円 3人目以降:30万円	住民課 ☎43-1113
31	まちの独自サポート 入学祝金	・小学1年生、中学1年生になるお子さんの保護者の方が、入学祝金を受け取ることができます。 支給額:お子さん1人あたり30,000円	
32	NEW まちの独自サポート 高等学校等就学支援金	・高等学校等に通うお子さんを養育する保護者の方が、学費や通学費の一部として支援金を受け取ることができます。 支給額:お子さん1人あたり年額20,000円(3年を限度として支給)	
33	児童手当	・高校卒業までの児童を養育する方に支給されます。 支給月額:3歳未満…第1子~2子:15,000円 第3子以降:30,000円 3歳から高校生年代…第1子~2子:10,000円 第3子以降:30,000円	
34	福祉医療費助成	・18歳までのお子さんに対し、医療費の助成を受けることができます。	
35	児童扶養手当	・ひとり親等で18歳までのお子さんを養育する保護者の方は、収入状況によって手当を受けることができます。(要申請) 支給月額:46,690円~11,010円 ※前年の所得状況によって変動します。また、児童数によって月額に加算があります。	
36	まちの独自サポート 特別児童扶養手当	・身体や精神に障がいのある20歳未満の児童の保護者等の方は、手当を受けることができます。	
37	ひとり親等応援手当	・児童扶養手当を受給する保護者の方が、手当を受けることができます。 支給年額:27,000円 第2子以降は12,000円ずつ加算されます。	
38	乳幼児紙おむつ支給	・2歳未満のお子さんを養育する保護者の方が、年末に紙おむつの支給を受けることができます。	社会福祉協議会 ☎43-2943
39	就学援助制度利用ご家庭応援事業	・就学援助制度を利用しているご家庭の方が、お子さん1人あたり10,000円の応援資金を受け取ることができます。	
40	おたのしみ弁当配布事業	・ひとり親世帯のお子さんとその保護者の方は、年末(12月中旬頃)に無料のお弁当を受け取ることができます。(1回のみ)	
○その他			
41	まちの独自サポート すくすくベビーギフト事業	・乳児全戸家庭訪問時にオムツの支給と関ヶ原町産の今須杉を使った木製おもちゃをプレゼントします。	子育て世代包括支援センター ☎43-3201
42	離乳食教室	・離乳食前期と後期に上手な離乳食のすすめ方を学び、保護者同士の交流をはかることができます。	
43	プレママ・ひよこママ交流会	・妊婦さんと子育て中の保護者との交流会です。お子さんの託児を行います。保護者同士、交流を行いリフレッシュできます。	
44	キッズピクス	・1、2歳児の親子で元気にからだをうごかし、からだづくり、食生活や生活リズムなど生活習慣について学ぶことができます。	
45	子育て支援アプリすくすくせきがはら	・子育て世代包括支援センターや子育てコミュニティーから、子育てに関する情報を受け取ることができます。(要登録)	